

関係各位

横浜第一港湾合同庁舎建替工事に伴う住所の変更等について

横浜第一港湾合同庁舎（以下「合庁」という。）内の業務部各部門等<sup>(注1)</sup>は、平成 30 年 11 月 26 日（月）から、以下のとおり住所等を変更するので、通知します。  
移転作業期間中の特通業務に係る留意点についても併せて通知します。

(注1) 業務部各部門等：次長（通関担当）、収納課、税関相談官、通総 1・2・3・4、通関情報、  
特通 1・2、通関 1・2、特別審査官、関税鑑査官、原産地調査官、知的財産調査官

1. 変更内容等

	11/26（月）から	11/22（木）まで
住所・庁舎名	〒231-0023 横浜市中区山下町 279-1 横浜税関山下分庁舎 <sup>(注2)</sup>	〒231-8401 横浜市中区新港 1-6-2 横浜第一港湾合同庁舎
電話番号	全部門変更なし	
FAX（通総 1 以外）	全て変更なし	
FAX（通総 1 部門）	045-641-0855	045-201-4006

(注2) 山下分庁舎：本年 6 月末まで本牧埠頭出張所山下事務所として使用していた庁舎

● 特通 1・2 部門

11 月 22 日（木）21 時まで合庁にて業務を行い、翌 23 日（金・祝）から 25 日（日）まで本関 1 階の仮事務所にて特通業務を行います<sup>(注3)</sup>。26 日（月）からは、山下分庁舎にて業務を行います。

(注3) 25 日（日）は、従前どおり、事前の通関依頼等を受けたものにより対応します。

● その他の部門等

11 月 22 日（木）17 時 30 分以降に移転作業を開始するため、それまでは従来どおりの連絡が可能です。26 日（月）から山下分庁舎にて業務を行います。

2. 三連休（11/23～11/25）の間の特通業務

三連休の特通業務は、本関 1 階の仮事務所で行います（仮事務所の場所等について、次ページ参照）。その他の留意点は、以下のとおりです。

- ・ 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持込ください。重量物等の貨物確認を行う必要が生じ、仮事務所への持ち込みに支障がある場合には、個別に調整します。
- ・ 仮事務所では、キオスク端末の利用も可能です。
- ・ 本関庁舎駐車場は、外壁改修工事のため、使用できません。

3. その他の留意点

山下分庁舎への移転後も、NACCS による業務部各部門等への申告等の手続きには税関官署コード「2A（横浜税関本関）」を使用します。

## 特通仮事務所について

### 【場所等】

- ・ 本関1階の「情報公開・個人情報保護窓口」を三連休の間の特通業務の仮事務所として使用します。
- ・ 庁舎入口は、以下の案内図を参照ください（正面玄関は使用できません。）。
- ・ 庁舎内には、案内板を設置いたしますので、そちらに従い、仮事務所までお進みください。

### 【入庁・退出時の手続き】

- ・ 入庁時：庁舎入口の警備員に社名・入庁目的を伝え、社員証・通関士証票等の身分証を提示後、来庁者台帳に必要事項（氏名・会社名等）を記入。  
台帳記入後、警備員から入庁証（バッジ）を受け取り、胸ポケット部分に付け入庁。
- ・ 退出時：入庁証を警備員に返却し、退出。

### 【電話連絡先】

仮事務所の連絡先：045-212-6130（業務部管理課から仮事務所へ自動転送）

※ 移転後（11/26～）の特通への電話連絡は、移転前の番号（045-212-6115, 6163）を利用可能です。

